

秋田県多読教育研究会 会則

第1章 (総則)

第1条 本研究会の名称を「秋田県多読教育研究会」とする。略称を「あきたどく(akitadoku)」とする。

第2章 (目的及び事業)

第2条 学校英語教育における多読教育の可能性を探ることを目的とする。

第3条 本研究会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 多読授業実施に向けての準備
- 2) 多読授業の実践と報告
- 3) 研修

第3章 (会員)

第4条 本研究会は、秋田県内の高等学校、中学校、小学校及び教育委員会に所属し、本研究会の趣旨に賛同したものを会員とする。

第4章 (組織)

第5条 本研究会には次の役職を置き、会員より選出する。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 事務局員 若干名

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、留任を妨げない。

第7条 会長は会務を統括し、本研究会を代表する。

第8条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。

第9条 本研究会の役員は総会において選任する。

第5章 (運営)

第10条 本会は会費を徴収せず、会議・連絡等はすべてオンラインで行う。

第11条 本研究会は年1回総会を開き、「事業計画」「役員」を決定する。

第6章 (補則)

第12条 本会則の変更は、必要に応じ役員会で行う。

第13条 本会の事務局は会長の所属校とする。

附則

1. 本会則は2021年11月16日より施行する。